

★毎週土曜日の外来診察は休診となっています。

■看護師（正職員・パート）を募集します

【募集人員】 若干名

【提出書類】 履歴書、資格証明書の写し

※院内には保育園を設置しています。

小さいお子さんがおられる方もお気軽にお問い合わせください。

【問い合わせ&提出先】 市立病院庶務課へ

（土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時）



◎新病院建設工事に伴い、診療を行いながらの工事ですので、作業による騒音等、ご来院の患者様には大変、ご不便、ご迷惑をおかけしております。ご来院の際は係員の指示に従って、通行してください。ご理解とご協力をお願いします。

■糖尿病教室のご案内【参加費は無料】

糖尿病教室を**水曜日**に変更し開催しています。6回シリーズで糖尿病の診断から治療、合併症などについて説明します。

【8月の予定】

- 3日** 糖尿病の基礎知識 ～糖尿病ってどんな病気？～（第1回）
- 10日** 糖尿病の治療 ～食事療法～（第2回）
- 17日** 糖尿病の治療 ～運動療法～（第3回）
- 24日** 糖尿病の治療 ～薬物療法～（第4回）
- 31日** 糖尿病の合併症（第5回）

【時間】 午後1時30分～ 【場所】 東館2階232号室

◎開催予定日については、毎月の広報に掲載しますのでご確認ください。

医療被ばくの特殊性 . . .

東日本大震災の津波による福島第一原発事故で、セシウムやストロンチウム等の放射性物質の飛散は、地域住民のみならず日本中、世界中の人々に今も不安を与えています。

（現在の奈良県の環境放射線量は平常時の0.051 μSv/hr≒0.5 mSv（マイクロシーベルト）/年です）

放射線被ばくについては、原子力基本法に基づく放射線障害防止法が制定されており、この法律によって国際放射線防護委員会（ICRP）からの勧告を審議し、答申を経て法律の改正が行われています。私たち一般国民（公衆被ばく）は、この放射線障害防止法により、平常時の線量限度は年間1mSv（医療被ばくを除く）と規制されています。また、医療法や医療法施行規則、電離放射線障害防止規則、人事院規則等で人や構造設備、敷地に至るまで法令により厳密に制限されていますが、その中で、医療における放射線被ばくには次のような特殊性があります。

1. 放射線量に限度は設けられていません。

病気の診断・治療を行う上で、もしも線量の制限が設けられていた場合に、線量が超えた時点で検査や治療ができなくなってしまうことになり、患者様のベネフィット（利益）が損なわれ、リスク（害）が発生してしまうという考え方にに基づきます。医師の撮影の指示（正当化）により、私たち診療放射線技師は被ばくの低減（最適化）を行い撮影します。

2. 低線量の放射線を使用します。

（一般X線撮影・マンモ撮影・骨密度検査・CT検査・DR検査・IVR検査/治療）
通常診療で使用する放射線は、そのほとん

どがX線であり、低線量（低エネルギー）のため生体への影響は無視できるレベルです。

他方で低線量（低エネルギー）の放射線が人体に適度な良い刺激を与え、生体防御機能の増強するホルミシス効果（発がん率の低下、寿命の延長）があるとする考え方や生物学的指標も報告されています。



3. 高線量の放射線を使用する場合があります。

（当院では、この治療は行っていません。）

最近のがん治療では高線量（高エネルギー）の放射線を用い、正常な組織はあまり影響を与えず体の深部にあるがんを狙い撃ちする「重粒子線治療」が注目を集めています。

以上のように医療被ばくには特殊性がありますが、医療被ばくも「放射線被ばく」の一形態であり、放射線防護の一般原則が適応されるべきです。しかし、医療行為の一部であるがゆえにベネフィット（利益）があるという特別な形で法律から保護されています。

今回の福島第一原発事故は、私たち診療放射線技師にとって専門知識をどう生かすかを見つめ直す貴重な機会でもありました。今後、さらに質の高い医療画像の提供と医療被ばくの低減に努め、患者様との信頼関係を構築しながら目に見えない放射線を安全かつ有効的に活用していきたいと思っております。

今後何かご質問等があればお気軽に声をお掛けください。

医療技術部 放射線科長 高嶋 敏光
診療放射線技師（放射線管理士）